

令和元年10月1日から

3歳から5歳児クラスまでの幼稚園、保育所、認定こども園
などを利用する子どもの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

☆ 3歳から5歳児クラスまでの全ての子ども及び0歳から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償化されます。

○幼稚園については月額上限25,700円まで(国立大学付属幼稚園は月額8,700円まで)。

○3歳から5歳児クラスの無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

○私学助成幼稚園及び国立大学付属幼稚園を利用する子どもは、無償化となるための認定の手続きが必要です。

○食材料費、通園送迎費、行事費、延長保育料などは、これまでどおり保護者の負担になります。

☆ 3歳から5歳児クラスまでの食材料費（副食費と主食費）について

○保育所等利用の3歳から5歳児クラスまでの子ども(教育・保育給付第2号認定児童)についても、今後は副食費(おかず、おやつなど)を保育所等にお支払いいただくことになります。

○ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降(※)の子どもは、副食費(おかず、おやつなど)が免除されます。

※幼稚園・認定こども園(教育部分)は小学校3年生から、保育所・認定こども園(保育所部分)・地域型保育事業所は就学前児童から数えて第3子以降の子ども

○0歳から2歳児クラスまでの子どもは、これまでと変わりません。

3歳から5歳児クラスまでの保育所等利用の子ども(2号認定子ども)

～令和元年9月まで～

保育料 (食材料費(副食費)以外)	
食材料費	副食費 ※給食 (おかず、おやつなど)
	主食費 ※給食または (ごはんなど) 原物持参
通園送迎費・行事費など	

保護者負担 (保育料)

保護者負担 (保育所等に支払)

～令和元年10月から～

無償化	
食材料費	副食費 ※給食 (おかず、おやつなど)
	主食費 ※給食または (ごはんなど) 原物持参
通園送迎費・行事費など	

保育料(食材料費(副食費)以外)が無償化されます

保護者負担 (保育所等に支払)

※副食費の額は、各園からお知らせします

【対象となる施設・事業】

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育)

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

☆無償化の対象となるためには、上天草市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

※認定申請書に必要書類を添付のうえ、原則、通われている園を経由して申請してください。なお、「保育の必要性の認定」については、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

☆**満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの子どもが対象**です。幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じ1日あたり450円を上限に月額11,300円まで預かり保育の利用料が無償化（償還払い）**されます。

※住民税非課税世帯については、満3歳から対象となります。その場合、満3歳となった次の日から3月末までの間は、月額16,300円までとなります。

認可外保育施設などを利用する子どもたち

【対象者・利用料】

☆無償化の対象となるためには、上天草市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

※保育所、認定こども園などを利用できていない子どもが対象となります。

※認定申請書に必要書類を添付のうえ、上天草市福祉課へ申請してください。なお、「保育の必要性の認定」については、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

☆**3歳から5歳クラスまでの子どもは月額37,000円まで、0歳から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償化（償還払い）**されます。

【対象となる施設・事業】

☆**認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**をのうち施設、事業が所在する市町村が確認を行ったものを対象とします。

☆**就学前の障害児の発達支援**についても、**3歳から5歳児クラスの全ての子ども及び0歳から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもの利用料が無償化**されます。

※ 償還払いとは、利用料をいったん施設にお支払いいただき、そのあと領収書などを添付した申請書を市へ提出いただくことにより、支払った額の全部または一部の支給を受ける制度です。